

資料編

- 第 1 節 環境配慮指針
- 第 2 節 計画策定体制
- 第 3 節 計画策定経過
- 第 4 節 宇都宮市環境基本条例
- 第 5 節 用語解説

第1節 環境配慮指針

1 環境配慮指針の基本的な考え方

(1) 環境配慮指針の目的

近年の社会経済活動の発展に伴い、私たちの暮らしは快適で便利なものとなりましたが、一方では、都市化の進展やライフスタイルの多様化等に伴い、ごみの発生量の増大、資源やエネルギーの大量消費、身近な自然の減少、地球温暖化を始めとする地球規模の問題など、様々な環境問題に直面しています。

これらの環境問題の発生要因の多くは、私たちの通常の日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の増大が大きく起因しており、その解決に向けては、市の取組はもとより、市民や事業者の皆さん一人ひとりが、環境に配慮した行動に主体的・積極的に取り組んでいくことが大変重要です。

このようなことから、日常生活や事業活動の中で、できる限り環境に配慮した行動を実践していただくためのガイドラインとして、環境配慮指針を示します。

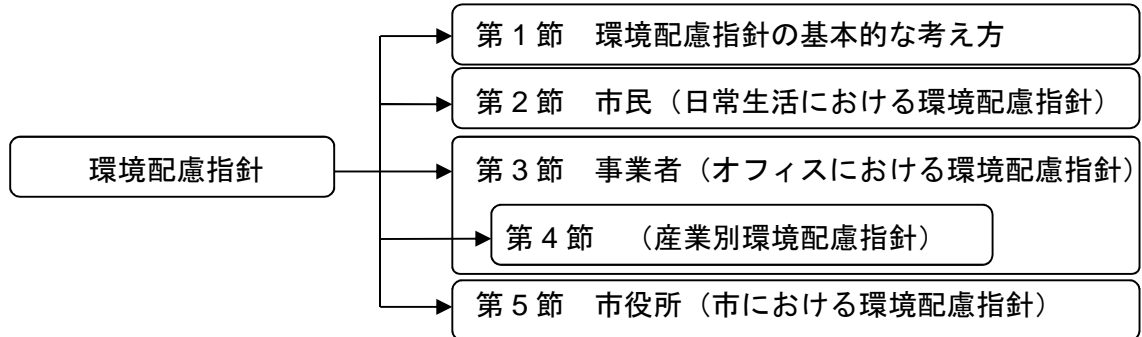
(1) 指針の意義

市民・事業者・行政が基本計画に掲げる環境都市の姿や重点戦略等について共通の認識を持ちながら、良好な環境の創造、保全に取り組むため、日常生活や事業活動において取り組むべき具体的な取組を示し、市民・事業者の環境配慮に関する行動を促進するもの

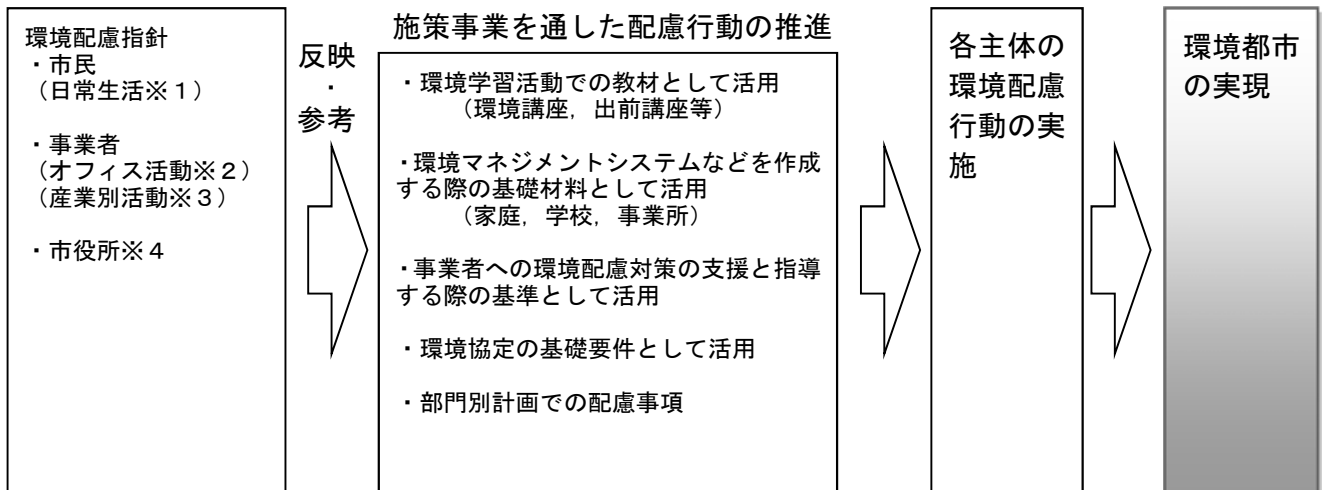
(2) 指針の役割

- ・市民の日常生活における環境配慮行動を実践するためのガイドライン
- ・事業者の事業活動における環境配慮行動を実践してもらうためのガイドライン
- ・市役所が行う各分野の施策・事業等を環境に配慮されたものへと誘導するためのガイドライン

(2) 環境配慮指針の構成



(3) 環境配慮指針の活用方法



※1 日常生活：市民生活に関連するもの

※2 オフィス事務等：事務所ビル，ホテル，旅館，劇場・娯楽場
飲食店，病院・医療関連施設，学校・試験研究機関 等

※3 産業別活動：農林業，鉱業・採石業，建設・製造業，卸・小売業，
廃棄物処理業，エネルギー供給業，運輸・流通業

※4 市役所：市役所の業務に関連するもの

2 市民（日常生活における環境配慮指針）

日常生活における環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込まれる環境項目

環境配慮指針	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり
	省エネルギー 自立・分散型エネルギー 環境負荷の少ないまちづくり	ごみの発生抑制 適正な資源循環利用	生物多様性 緑・水環境 まちなぎりと自然のつながり	水・振動・臭気・化学物質 水・土壌・地盤 大気環境	もったいないのこころの醸成 音・振動・臭気・化学物質 実践行動の場と機会の提供 人づくりの推進
(1) 買い物をするときに	■	■	■	■	■
必要な物を必要な分だけ買うように努める。		■			
エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。	■	■	■		■
過剰な包装は控え、ごみの排出が少ない買い物に努める。		■			
マイバックを活用し、レジ袋の削減に努める。		■			
地元産などの輸送コストの低い商品の購入に努める。	■	■	■		
(2) エネルギーを使用するときに	■		■	■	■
電気・ガス・灯油などの節約に努める。	■				
LED照明等、省エネ機器の導入に努める。	■				
水道水の節水や有効利用に努める。	■		■		
生活雑排水の抑制に努める。			■	■	
エコなエネルギーの調達に努める。	■	■			
(3) ごみを処理するときに	■	■	■		■
ごみの減量に努める。		■			
リサイクルに努める。	■	■			
ごみの適正な処理に努める。			■		
生ごみ処理機の導入など、生ごみの資源化に努める。		■	■		
(4) 外出するときに	■	■	■	■	■
EV（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用推進に努める。	■	■		■	
環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。	■			■	■
公共交通や、自転車の積極的な利用に努める。	■	■		■	■
マナーを守り、街の美化に努める。		■	■	■	■
(5) 家の建築や管理をするときに	■	■	■	■	■
周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。				■	
太陽光発電システムや蓄電池等の設置による自然エネルギーの利用など、効率的なエネルギー利用に努める。	■	■			
過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努める。	■	■			
雨水などの浸透に配慮した庭の管理に努める。	■	■		■	■
雨水の有効活用に努める。	■	■			■
汚水や排水の適正な処理に努める。				■	■
家の庭や周辺などの緑化や適正な管理に努める。			■	■	■

環境項目	地球環境		廃棄物		自然環境		生活環境		人づくり					
	省エネルギー	自立・分散型エネルギー	環境負荷の少ないまちづくり	ごみの発生抑制	適正な資源循環利用	ごみの適正処理・処分	生物多様性	緑・水環境	まらつくりと自然のつながり	大気環境	水・土壌・地盤	音・振動・臭気・化学物質	もったいないのこころの醸成	人づくりの推進
環境配慮指針														
(6) 近隣公害をなくすために												■	■	
車などからの騒音の防止に努める。												■		
家庭からの騒音・振動の防止に努める。												■		
家庭からの悪臭の防止に努める。												■		
(7) 汚染の予防のために						■						■	■	
化学物質の適正な保管・処理に努める。						■						■		
(8) 自然や地域資源を守るために							■	■	■				■	■
生物多様性に関する理解に努める。							■	■	■				■	
生物多様性を守るためのマナーの徹底に努める。							■	■	■				■	
里山や河川などの身近な自然とのふれあい、生物多様性の保全に努める。							■	■	■				■	■
地域の歴史・文化の保全と継承に努める。							■	■	■				■	■
(9) 環境への意識を高め、取組を実践するために													■	■
環境に関する情報の収集や理解に努める。													■	
環境学習の場への参加に努める。													■	■
日常的にできる環境保全活動の実践に努める。													■	■
地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。													■	■
日常生活における環境管理活動(家庭版 ISO)の実践に努める。													■	■

3 市民（日常生活における環境配慮指針）

オフィス事務等における環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込まれる環境項目

環境配慮指針	地球環境		廃棄物		自然環境			生活環境		人づくり			
	省エネルギー	自立・分散型エネルギー	ごみの発生抑制	適正な資源循環利用	ごみの適正処理・処分	生物多様性	緑・水環境	まちづくりと自然のつながり	大気環境	水・土壌・地盤	音・振動・臭気・化学物質	もったいないのこころの醸成	人づくりの推進
(1) 事務用品などを購入するときに													
エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。	■												
ごみの排出が少ない事務用品の購入に努める。			■										
(2) エネルギーを使用するときに													
電気・ガスなどの削減に努める。	■	■											
水道水の節水や水の有効利用に努める。	■						■						
LED照明等、省エネ機器の導入に努める。	■												
エコなエネルギーの調達に努める。	■	■											
(3) ごみを処理するときに													
ごみの減量に努める。			■										
リサイクルに努める。				■									
ごみの適正な処理に努める。					■								
(4) 外出するときに													
EV（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用推進に努める。	■	■											
環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。	■	■											
公共交通や、自転車の積極的な利用に努める。	■	■											
(5) 事務所などの建築や管理をするときに													
周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。													
太陽光発電システムや蓄電池等の導入による自然エネルギーの利用や、効率的なエネルギー利用に努める。	■	■											
過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努める。	■	■											
雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努める。			■				■						
雨水の有効活用に努める。	■	■											
汚水や排水の適正な処理に努める。													
敷地内や周辺などの緑化や適正な管理に努める。			■				■	■	■				
(6) 近隣公害をなくすために													
社用車両からの騒音・振動の防止に努める。													
工場・事業場からの騒音・振動の防止に努める。													
工場・事業場からの悪臭の防止に努める。													

環境項目	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり
	省エネルギー 自立・分散型エネルギー 環境負荷の少ないまちづくり	ごみの発生抑制 適正な資源循環利用 ごみの適正処理・処分	生物多様性 緑・水環境 まちづくりと自然のつながり	大気環境 水・土壌・地盤 音・振動・臭気・化学物質	もったいないのこころの醸成 実践行動の場と機会の提供 人づくりの推進
(7) 汚染の予防のために					
化学物質の適正な保管・処理に努める。		■		■	
(8) 自然や地域資源を守るために					
生物多様性に関する理解に努める。			■	■	■
生物多様性に配慮した事業活動に努める。			■	■	
生物多様性保全活動への参加・協力を努める。			■	■	
地域の歴史的・文化的景観の保全と継承に努める。			■	■	
(9) 地球環境を守るために	■	■	■	■	■
二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。	■	■	■		
フロン排出防止に努める。		■			
環境に関する国際協力活動への貢献に努める。		■			
地球環境に配慮した事業活動に努める。	■	■	■	■	
(10) 環境への意識を高め、取組を実践するために					
公害防止と環境保全活動に係る取組に努める。				■	■
職場における環境教育に努める。					■
環境学習の場への参加に努める。					■
職場における環境保全活動の実践に努める。					■
地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。					■
環境に配慮した事業活動の体制・仕組の整備に努める。				■	■
事業活動における環境管理活動の実践に努める。					■

4 事業者（産業別環境配慮指針）

産業分類別環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込める環境項目

環境配慮指針	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり
	省エネルギー 自立・分散型エネルギー 環境負荷の少ないまちづくり	ごみの発生抑制 適正な資源循環利用	生物多様性 緑・水環境 まちなぐりとの自然のつながり	水・土壌・地盤 音・振動・臭気・化学物質 大気環境	もったいないのこころの醸成 実践行動の場と機会の提供 人づくりの推進
(1) 農林業	■	■	■	■	■
環境保全型農業の推進に努める。	■	■	■	■	■
農業系廃棄物の適正処理に努める。		■	■		■
地産地消に努める。	■	■	■	■	
森林の多面的機能を保全するため、森林の適正な維持・管理に努める。		■	■	■	■
林業系廃棄物の有効利用と適正処理に努める。	■	■	■		■
森林の有効活用と交流の推進に努める。		■	■	■	■
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。	■			■	
(2) 鉱業、建設業		■	■	■	■
周辺の自然や景観などに配慮した資源採掘に努める。			■	■	
資源採掘に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの防止の徹底に努める。			■	■	■
周辺の環境に配慮した設計、建築に努める。			■	■	
環境への負荷の少ない建築資材の利用に努める。			■	■	
建設に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの防止の徹底に努める。			■	■	■
建設に伴う廃棄物の適正な処理や、建設副産物の有効利用に努める。		■	■		
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■		■	
(3) 製造業	■	■	■	■	■
エコマーク製品などの環境に配慮した製品の開発・製造に努める。	■	■	■	■	■
ごみの減量化や再資源化に適した製品の開発・製造に努める。		■	■		
最新の知見や利用可能な最善の環境技術を導入するなど、製造工程における環境への配慮に努める。	■	■	■	■	■
工場・事業場からの大気汚染の防止に努める。				■	
工場・事業場からの水質汚濁の防止に努める。				■	
工場・事業場からの騒音・振動、悪臭の防止に努める。					■
化学物質の適正な管理や使用量の削減に努める。					■
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■		■	

環境配慮指針	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり	環境項目												
						省エネルギー	自立・分散型エネルギー	環境負荷の少ないまちづくり	ごみの発生抑制	適正な資源循環利用	ごみの適正処理・処分	生物多様性	緑・水環境	まちづくりと自然のつながり	大気環境	水・土壌・地盤	音・振動・臭気・化学物質	もったいないのこころの醸成
(4) 卸売, 小売, 飲食業	■	■	■	■	■													
エコマーク製品など環境に配慮した商品の販売に努める。	■	■	■	■														
容器包装の減量化やリサイクルに努める。				■	■													
飲食におけるごみの減量化やリサイクルに努める。				■	■													
周囲の環境に配慮した事業活動に努める。									■	■								
地産地消に努める。	■	■	■	■	■													
(5) 廃棄物処理業	■	■	■	■	■													
廃棄物の管理の徹底に努める。										■								
最新の知見や利用可能な最善の環境技術を導入するなど、廃棄物の適正処理の徹底に努める。			■															
廃棄物の処理過程で発生するエネルギーの有効利用に努める。	■	■																
周囲の環境に配慮した事業活動に努める。											■	■	■	■	■			
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。			■															
(6) エネルギー供給業	■	■	■								■	■	■	■	■			
地球温暖化防止対策への貢献に努める。	■	■	■															
地域住民の安全対策の徹底に努める。			■															
最新の知見や利用可能な最善の環境技術を導入するなど、周囲の環境に配慮した事業活動に努める。										■	■	■	■	■				
建設に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの防止の徹底に努める。												■	■	■	■	■		
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。			■															
(7) 運輸, 流通業	■	■													■	■		
効率的な物流に努める。	■	■																
EV（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用など、モーダルシフト（環境にやさしい輸送手段への転換）に努める。	■	■																
環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。	■	■																
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。			■															

● 事業活動を実施する場所の地域特性や地域資源の確認について

地域の環境は、山や川、森などの自然や、歴史・文化財など様々な地域資源から構成されています。地域資源や地域の特性などについて認識することは、適切な環境配慮行動の実施につながります。

【本市の地域資源に関する関連資料】

	関 連 資 料
自然的資源	緑の基本計画 等
歴史的資源	文化振興基本計画 等
観光資源	都市観光振興プラン 等
産業資源	食料・農業・農村基本計画 産業振興ビジョン 等
都市基盤	都市計画マスタープラン 等
交通環境	都市交通戦略 等

5 市役所（市における環境配慮指針）

市における環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込まれる環境項目

環境配慮指針	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり
	省エネルギー 自立・分散型エネルギー 環境負荷の少ないまちづくり	ごみの発生抑制 適正な資源循環利用	生物多様性 緑・水環境 まちづくりと自然のつながり	大気環境 水・土壌・地盤 音・振動・臭気・化学物質	もったいないのこころの醸成 人づくりの推進 実践行動の場と機会の提供
(1) 事務用品などを購入するときに	■	■	■		■
エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。	■	■	■		■
ごみの排出が少ない事務用品の購入に努める。		■			
(2) エネルギーを使用するときに	■	■			■
電気・ガスなどの節約に努める。	■				
水道水の節水や水の有効利用に努める。	■		■		
LED照明等、省エネ機器の導入に努める。	■				
エコなエネルギーの調達に努める。	■	■			
(3) ごみを処理するときに		■	■		■
ごみの減量に努める。		■			
リサイクルに努める。		■			
ごみの適正な処理に努める。			■		
(4) 外出するときに	■	■		■	■
EV（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用推進に努める。	■	■		■	
環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。	■	■		■	■
効率的な移動に努める。	■	■		■	
公共交通や、自転車の積極的な利用に努める。	■	■		■	■
(5) 事務所などの建築や管理をするときに	■	■		■	■
周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。				■	
太陽光発電システムや蓄電池等の導入による自然エネルギーの利用や、効率的なエネルギー利用に努める。	■	■			
過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努める。	■	■			
雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努める。				■	
雨水の有効活用に努める。	■	■			
汚水や排水の適正な処理に努める。				■	
公共施設や公園など市有地の緑化や適正な管理に努める。		■		■	
(6) 近隣公害をなくすために					■
公用車両からの騒音・振動の防止に努める。					■
工場・事業場からの騒音・振動の防止に努める。					■
工場・事業場からの悪臭の防止に努める。					■

環境項目	地球環境			廃棄物		自然環境		生活環境		人づくり					
	省エネルギー	自立・分散型エネルギー	環境負荷の少ないまちづくり	ごみの発生抑制	適正な資源循環利用	ごみの適正処理・処分	生物多様性	緑・水環境	まちづくりと自然のつながり	大気環境	水・土壌・地盤	音・振動・臭気・化学物質	もったいないのこころの醸成	人づくりの推進	実践行動の場と機会の提供
環境配慮指針															
(7) 汚染の予防のために						■						■	■		
化学物質の適正な保管・処理に努める。						■						■			
(8) 自然や地域資源を守るために							■	■	■					■	
生物多様性に関する理解に努める。							■	■	■						
生物多様性に配慮した事業活動に努める。							■	■	■						
生物多様性保全活動への参加・協力を努める。							■	■	■						
地域の歴史的・文化的景観の保全と継承に努める。							■	■	■						
(9) 地球環境を守るために	■	■	■				■		■	■			■		
二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。	■	■	■				■								
フロン排出防止に努める。				■											
地球環境に配慮した事業活動に努める。	■	■	■							■	■				
(10) 環境への意識を高め、取組を実践するために												■	■	■	■
職場における環境教育に努める。														■	■
環境学習の場への参加に努める。														■	■
職場における環境保全活動の実践に努める。														■	■
地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。														■	■
環境に配慮した事業活動の体制・仕組の整備に努める。											■			■	■
事業活動における環境管理活動の実践に努める。														■	■
(11) 公共事業などを行うときに	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
最新の知見や利用可能な最善の環境技術を導入するなど、公共事業における環境への負荷の低減に努める。	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
イベント事業における環境への負荷の低減に努める。	■	■		■	■	■									

第2節 計画策定体制

1 宇都宮市環境審議会

宇都宮市環境審議会は、学識経験者や各界代表者などから構成されており、市長からの諮問を受け、計画の基本的な考え方や内容について専門的な立場から審議し答申を行いました。

■宇都宮市環境審議会委員（平成28年3月31日現在）

敬称略・順不同

	氏名	役職等	委員区分	備考
1	郷間 康久	市議会議員	市議会議員	平成27年6月15日まで
2	小平 美智雄			平成27年6月15日まで
3	舟本 肇			平成27年6月15日まで
4	五月女 伸夫			平成27年6月15日まで
5	金沢 力			平成27年6月15日から
6	篠崎 圭一			平成27年6月15日から
7	福田 智恵			平成27年6月15日から
8	細谷 美夫			平成27年6月15日から
9	伊藤 直次	宇都宮大学大学院 教授	学識経験を有する者	
10	竹澤 正樹	栃木県地球温暖化防止活動推進センター長		平成27年6月30日まで
11	今井 清人			平成27年7月1日から
12	大久保 忠旦	宇都宮共和大学 名誉教授		◎会長
13	黒沢 良夫	帝京大学理工学部 講師		
14	近澤 幸嗣郎	宇都宮市医師会 理事		
15	前橋 明朗	作新学院大学経営学部 教授		
16	朝田 尚宏	宇都宮青年会議所 委員	事業者を代表する者	平成28年1月15日まで
17	飯野 貴道			平成28年1月15日から
18	芝野 三郎	宇都宮農業協同組合 代表理事		
19	高橋 啓子	宇都宮商工会議所 議員		
20	篠崎 實	宇都宮市自治会連合会 副会長	市民団体を代表する者	平成27年5月15日まで
21	岩戸 肇			平成27年5月15日から

	氏名	役職等	委員区分	備考
22	金枝 右子	宇都宮市女性団体連絡協議会 会長		
23	北村 里美	宇都宮市青少年育成市民会議 理事		
24	三宅 徹治	うつのみや環境行動フォーラム 理事長		○副会長
25	黛 美紀男	宇都宮地方気象台 次長	関係行政機関の職員	平成27年7月9日まで
26	橋本 透			平成27年7月10日から
27	江島 ゆり子	公募委員	前各号に掲げる者のほか、環境の保全及び創造について特に識見を有すると認められる者	
28	久我 臣仁			

2 宇都宮市環境基本計画等の改定・策定に関する懇話会

宇都宮市環境基本計画等の改定・策定に関する懇話会は、計画策定の作業過程において、特に重要な評価・課題抽出、環境都市像、重点戦略を中心に専門的な見地からの助言をいただきました。

■宇都宮市環境基本計画等の改定・策定に関する懇話会

	氏名	役職等
1	日引 聡	東北大学大学院経済学研究科 教授
2	松橋 啓介	国立環境研究所社会環境システム研究センター 環境経済・政策研究室 室長
3	森本 章倫	早稲田大学理工学術院社会環境工学科 教授

3 環境基本計画推進委員会

環境基本計画推進委員会は、環境部次長を委員長とし、環境審議会の意見等を踏まえながら、計画原案の作成を行いました。

環境基本計画推進委員会

役割 計画原案の審議，決定
委員 環境部，行政経営部，総合政策部，市民まちづくり部，保健福祉部，経済部，建設部，都市整備部
上下水道局（経営担当），教育委員会事務局（次長級）

環境基本計画推進委員会幹事会

役割 計画素案の調整，原案の作成
幹事 財政課，危機管理課，政策審議室，交通政策課，
みんなでまちづくり課，保健福祉総務課，環境保全課，
廃棄物対策課，ごみ減量課，廃棄物施設課，産業政策課，
農林環境整備課，河川課，都市計画課，緑のまちづくり課，
公園管理課，水道管理課，教育企画課，文化課，環境政策課

環境基本計画推進委員会作業部会

役割 計画素案の検討・作成
部会長 環境政策課長補佐
部会員 幹事会を構成する課等の担当係長等

※なお，必要に応じ，分野別の分科会を開催

第3節 計画策定経過

1 宇都宮市環境審議会

回数	開催日	検討内容等
第28回	平成26年 11月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次宇都宮市環境基本計画の進捗状況について ●第2次宇都宮市環境基本計画等の改定・策定に係る基礎調査の結果及び環境都市像の検討に向けた方向性について
第29回	平成27年 2月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次宇都宮市環境基本計画等の改定・策定に係る環境都市像の案について ●第2次宇都宮市環境基本計画の改定及び(仮称)宇都宮市地球温暖化対策実行計画の策定に係る中間答申書(骨子)について
第30回	平成27年 8月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●環境基本計画について ●(仮称)宇都宮市生物多様性地域戦略の策定について
第31回	平成27年 11月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次宇都宮環境基本計画(素案)について ●宇都宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(素案)について ●うつのみや生きものつながりプラン(宇都宮市生物多様性地域計画)(素案)について
第32回	平成28年 2月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次宇都宮市環境基本計画及び宇都宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について ●第3次宇都宮市環境基本計画等に対する答申(案)について ●(仮称)うつのみや生きものつながりプラン(宇都宮市生物多様性地域計画)素案に対する意見及び対応について

2 宇都宮市環境基本計画等の改定・策定に関する懇話会

回数	開催日	検討内容等
第1回	平成26年 10月3日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次宇都宮市環境基本計画等の改定・策定に関する懇話会について ●第2次宇都宮市環境基本計画等の改定について ●基礎情報の整理 ●市域の温室効果ガス排出量の算定方法 ●意見交換
第2回	平成26年 12月22日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回 第2次宇都宮市基本計画等の改定・策定に関する懇話会について ●環境基本計画に位置付ける「目指す環境都市像」(たたき台)について ●市域の温室効果ガス排出量の推計について ●意見交換
第3回	平成27年 3月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回懇話会について ●環境基本計画に位置付ける「目指す環境都市像(案)」について ●環境基本計画等の骨子(たたき台)について ●平成27年度の懇話会開催について ●意見交換

回数	開催日	検討内容等
第4回	平成27年 7月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度の懇話会について ●第3回懇話会の意見対応について ●環境基本計画に位置づける重点戦略について ●地球温暖化対策実行計画に定める温室効果ガス削減目標について ●意見交換
第5回	平成27年 10月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回懇話会の意見対応について ●環境基本計画に位置づける重点戦略等について ●計画の進行管理方法について ●意見交換
第6回	平成28年 2月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●第5回懇話会の意見対応について ●パブリックコメントの実施結果等および計画の取りまとめについて ●重点戦略の進め方について ●今後の宇都宮市環境政策への期待等について ●意見交換

3 環境基本計画推進委員会

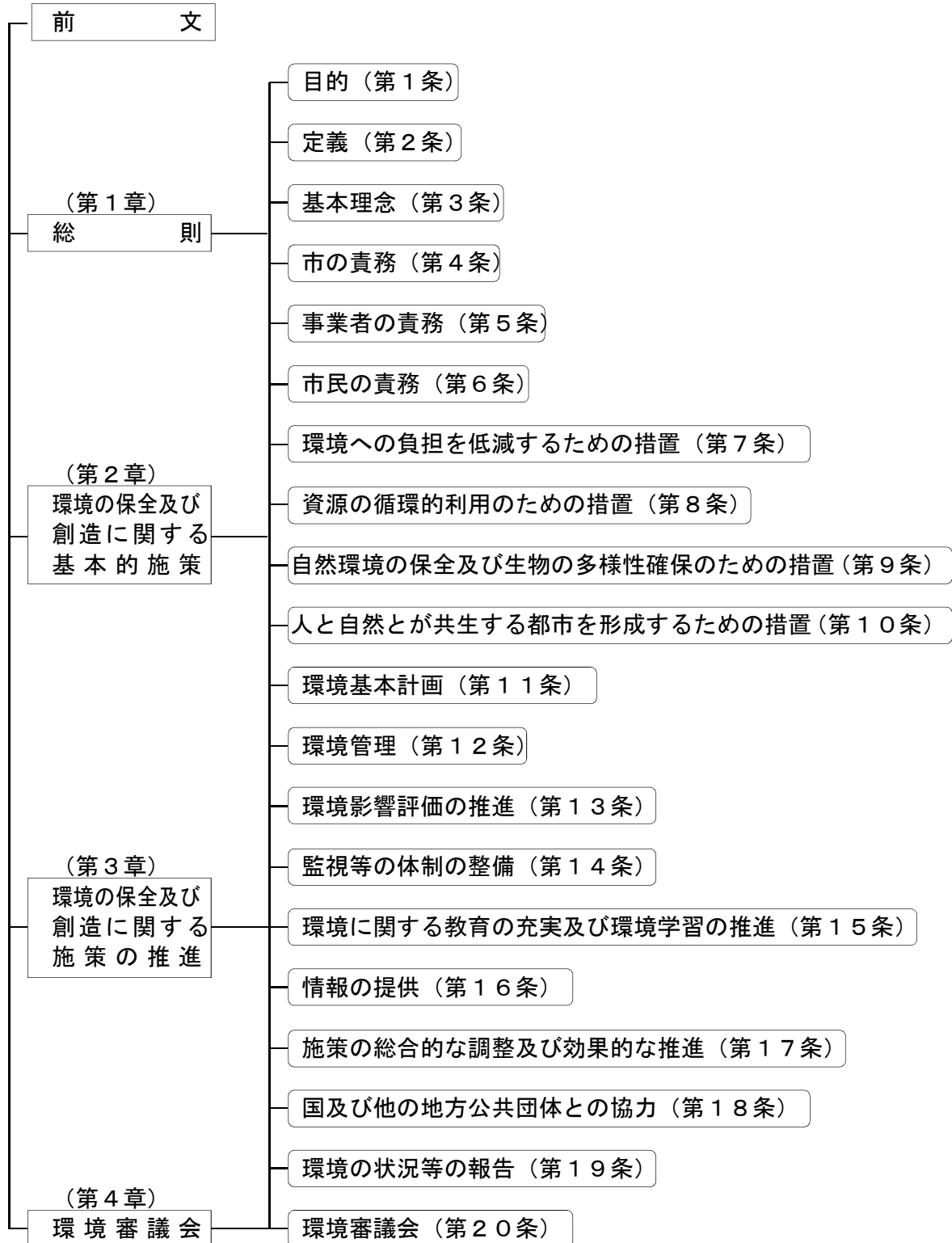
■平成26年度

- ・作業部会 : 3回
- ・幹事会 : 2回
- ・委員会 : 2回

■平成27年 宇都宮市環境基本計画推進委員会

- ・作業部会 : 4回
- ・幹事会 : 3回
- ・委員会 : 3回

第4節 宇都宮市環境基本条例



(平成13年9月28日宇都宮市条例第32号)

前文

宇都宮市は、遠く日光連山を望み、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部の広大な平野及び鬼怒川、田川、姿川の清流が織りなす自然の恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより、二荒の森を中心にして発展を遂げてきた。

しかし、今日、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、環境への負荷は高まり、都市型公害や生活型公害が顕在化している。また、人の活動により身近な自然が減少し、廃棄物の発生量の増大などが引き起こされ、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題が地球的規模で広がりを見せ、人類を含むすべての生物の生存基盤そのものを脅かすに至っている。

こうした環境に関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムやそれを支えている私たちのライフスタイルに根ざしており、その解決のためには、一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとともに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが必要となっている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、等しく健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、人類の存続の基盤である環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識の下、私たちは、「環境都市」の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代にその環境を継承することができるよう環境の保全及び創造に関する基本的事項を定め、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民による役割分担と相互協力の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに、自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成するよう適切に行わなければならない。

2 環境都市の実現に向けた前項の目標を推進するに当たっては、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、野生生物種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対し、その支障の原因となるおそれのあるものを取り除き、又は改善する措置を講ずる等の環境の保全に貢献することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造について、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、積極的に環境への負荷の低減及び地域の緑化の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ばい煙、汚水その他排出物等を適正に処理し、これらによる公害の発生を防止するとともに、廃棄物及び温室効果ガスの排出を抑制するほか、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等を積極的に利用するとともに、利用した製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業を行う区域内に緑地を確保するとともに、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

4 事業者は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、焼却煙及び騒音の発生の防止、廃棄物及び温室効果ガスの排出の抑制、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。
- 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策**(環境への負荷を低減するための措置)**

第7条 市は、事業者による事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止し、及び温室効果ガスの排出を抑制するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用のための措置)

第8条 市は、廃棄物の発生抑制、製品の再資源化並びに資源及びエネルギーの有効利用が図られるとともに、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう資源の循環的利用のために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全及び生物の多様性確保のための措置)

第9条 市は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、野生動植物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが共生する都市を形成するための措置)

第10条 市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に位置付けられ、それぞれが相互に関わりあい、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう人と自然との共生が図られる都市の形成に必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境保全及び創造に関する施策の推進**(環境基本計画)**

- 第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性
- (2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宇都宮市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境管理)

第12条 市長は、第2章の施策を実施するに当たっては、環境への負荷を低減し、環境の保全及び創造に資するため、環境を管理する制度を用いるとともに、事業者その他の者がその制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育の充実及び環境学習の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、市民及び事業者が行う地域の緑化、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(施策の総合的な調整及び効果的な推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、環境の保全及び創造を図るための施策のうち、広域的な取組みを必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境の状況等の報告)

第19条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第4章 環境審議会

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、宇都宮市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 環境基本計画について、第11条第3項の規定に基づき意見を述べること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

3 環境審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則**(施行期日)**

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。
(宇都宮市環境保全条例の廃止)

2 宇都宮市環境保全条例(昭和55年条例第42号)は、廃止する。

(宇都宮市附属機関に関する条例の一部改正)

3 宇都宮市附属機関に関する条例(昭和42年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部宇都宮市環境審議会の項を削る。

(宇都宮市附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に改正前の宇都宮市附属機関に関する条例別表市長の部宇都宮市環境審議会の項の規定による宇都宮市環境審議会の委員であった者は、第20条第3項に規定する委員とみなす。

第5節

用語解説

【ア】

ISO（アイ・エス・オー）14001

ISOは、スイスのジュネーブに本部を置く「国際標準化機構（International Organization for Standardization）」の略称です。ここでは様々な分野で世界共通の規格・基準の設定を行っており、身近な例を挙げると「写真フィルム感度」、「非常口のシンボルマーク」、「ねじ」などがあります。ISO14001とは「環境マネジメントシステム」に関する国際標準規格です。（→環境マネジメントシステム）

ICT（アイ・シー・ティー）

Information & Communications Technology（情報通信技術）の略称です。

アスベスト

天然に産する鉱物で、防触性、耐熱性、耐薬品性などにすぐれた性質をもつことから、建築物の耐火被覆材、保温材、吸音材などに使用されています。空気中に浮遊した状態において人が吸入した場合、肺など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【イ】

EV

電気をエネルギーにモーターで動かす自動車のことで、電気自動車といえます。

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭や小規模事業所などから排出される様々なごみをいいます。また、し尿や家庭雑排水も含まれます。（→産業廃棄物）

【エ】

エコツーリズム（ニューツーリズム・グリーンツーリズム）

従来の物見遊山の観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行をいいます。地域性を生かすことから、地域活性化につながるとして期待されています。厳密な定義はなく、自然体験をテーマとしたエコツーリズム、田舎の生活体験をテーマとしたグリーンツーリズムやアグリツーリズム、産業資源をテーマとした産業観光、健康づくりをテーマとしたヘルスツーリズム、じっくりと地域を体験する長期滞在型観光などが挙げられます。

エコマーク

製造や廃棄の段階における環境への負荷が少なく、使用することによる環境改善の効果が大きいなど、環境保全に役立つと認められた商品を示すマークをいいます。（財）日本環境協会が認定を行っています。

FCV（エフ・シー・バイ）

Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）の略称で、燃料電池を搭載し、燃料電池により発電した電力で走行する自動車をいいます。燃料として水素が用いられ、水素と酸素を触媒により結合する過程で電気を発生させます。

【オ】

オゾン層

地球の25キロメートル上空にあるオゾン層は、生物にとって有害な太陽からの紫外線を吸収する作用を有しています。フロンなどの影響によりオゾン層が破壊されると、地上に到達する有害な紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響を及ぼすおそれがあることから、地球環境問題の一つとされ、オゾン層保護のためのフロンの規制などが行われています。（→地球環境問題、フロン）

温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ大気の総称をいい、二酸化炭素、メタン、フロンなどがあります。近年、この温室効果ガスの増加による地球の温暖化が進んでおり、地球環境問題の一つとされています。（→地球温暖化、地球環境問題、フロン）

【カ】

カーシェアリング

1台の自動車を複数の人が共同で利用する自動車の利用形態のことで、通常は会員制などとし、レンタカーに比べて短時間での利用を想定しています。

環境基準

「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として環境基本法に基づき定められている行政上の目標です。大気汚染、水質汚濁、土壌、騒音、ダイオキシン類などについて定められています。（→ダイオキシン類）

環境への負荷

人が環境に与える負担のことをいいます。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」と定義しています。

環境保全型農業、環境保全型林業

適切な農林業生産活動を通じて国土や環境保全に資するという観点から、農林業の有する物質循環機能を生かし、生産性の向上を図りつつ、化学肥料や農薬の使用の抑制、適正な維持・管理など環境への負荷を減らしていくことをめざした農林業をいいます。

環境マネジメント（管理）

事業者（組織）が、環境に関する方針を定め、その方針に沿った目標と計画を策定（Plan）し、計画に基づき実施・運用（Do）を行い、目標の達成状況や計画の実施状況を点検（Check）し、計画の見直し（Action）を行うという一連の行為を実施することにより、環境への負荷の低減に継続的に取り組んでいく仕組みをいいます。

間伐

林木の健全な生育を助けるため、林木の混み具合に応じて林木の一部を伐採し、林木の密度を調節することをいいます。間伐で出された木材を間伐材とよび、その有効利用が求められています。

【キ】

基幹公共交通 LRT

Light Rail Transit（次世代型路面電車システム）の略称で、欧米を中心とする各都市において都市内の道路交通渋滞緩和と環境問題の解消を図るために導入が進められている新しい軌道系交通システムをいいます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988年（昭和63年）に、UNEPとWMOにより設立され、世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援します。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

揮発性有機化合物（VOC）

常温常圧で揮発しやすい有機化学物質を総じていいます。溶剤や燃料などとして重要な物質が多くあり、幅広く使用されていますが、大気中へ放出されて健康被害の原因ともなります。2004年に改正大気汚染防止法により、主な排出施設への規制がかけられました。

協働

市民、事業者、行政など社会を構成する各主体が、お互いの立場と役割を相互に理解し、一つの目的に向かって、協力・連携して取り組んでいくことをいいます。

【コ】

光化学オキシダント、光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や非メタン炭化水素などが、太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称をいいます。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響が懸念されています。（→非メタン炭化水素）

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸地域その他公共の用に供する水域、また、これに接続するかんがい用水路、その他公共の用に供される水路をいいます。公共下水道などの終末処理場に接続している下水道管は除きます。

【サ】

最終処分場

廃棄物は、資源化や再利用される場合を除いて最終的には大部分が埋め立てにより処分されており、この最終処分を行う施設を最終処分場といいます。最終処分場は、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」に分類され、埋め立てる廃棄物の性状により構造基準や維持管理基準が定められています。

再生可能エネルギー

自然エネルギーとはほぼ同義で、太陽光、風力、水力、地熱、空気熱、バイオマス（木材、廃棄物等）など、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出す、枯渇しないエネルギーを意味します。（→自然エネルギー）

里地里山

里山とは、木材の採取や炭焼、肥料となる落葉の採取、食糧や生活用材の採取などに繰り返し利用されていた山のことで、近くの集落や農地と併せて里地里山とよんでいます。人の営みと自然が共存してきた環境であり、近年は、自然と身近にふれあえる空間として再評価されています。

産業廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき定められた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など19種類の廃棄物をいいます。

【シ】

J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取り組みによる、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度をいいます。

次世代自動車・低環境負荷型車両

EV（電気自動車）、HV（ハイブリッド車）、天然ガス車などをさします。従来のガソリン車やディーゼル車に比べて二酸化炭素の排出や排熱が少ない、大気汚染物質や騒音の発生が少ないといった特徴があり、低公害車、クリーンエネルギー自動車などともよんでいます。

持続可能な社会

持続可能な開発・発展が行われ、持続可能性を持つ社会をいいます。持続可能な開発・発展とは、開発と環境保全とを共存させ、将来の世代の利益や要求を満たせる環境を保全できる範囲の内で、今の世代の要求を満たしていこうとする理念をいいます。

循環型社会

循環型とは、廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正な処分を進めることです。資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、循環資源の利用や廃棄物等の発生抑制などの取組により、新たに採取する資源をできる限り少なくする社会をいいます。

自立分散型エネルギー

生可能エネルギー等の供給や地域コミュニティでの効率的な電力・熱融通を実現することで、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステムをいいます。

【ス】

水源涵養

森林が有している機能の一つで、降雨の地下浸透の助長や貯水する天然水源としての機能などをいいます。これにより、洪水の防止や渇水の緩和などの効果があります。

3R（スリーアール）

「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の3つの頭文字をとったものをいいます。

【セ】

生態系

生物同士や、生物を取り巻く環境について、互いに関係しあっている総合的なシステムとして捉えたものを意味します。水と土、空気と太陽によって植物が育ち、それを食べて動物が生活し、植物や動物が死んで土にかえること、ある動物が別の動物の餌となることなどは、その一面といえます。

生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川などの水中の微生物が汚染物質を分解するために必要な酸素量のことをいいます。河川的环境基準として用いられ、この数値が大きいほどその水中には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味します。

生物多様性

生物の間にみられる変異性を示す言葉で、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性として捉えられます。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で健全に繁殖を続けている状態を保全することを意味します。（→生態系）

【タ】

ダイオキシン類

塩素を含むごみを燃焼させた場合などに発生する物質で、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとされています。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3種類をダイオキシン類と定義しており、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類発生施設に対する規制値や、大気、河川、地下水、土壌、河川底質中における環境基準が定められています。

【チ】

地球温暖化

大気中の二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスは、太陽光により温まった地表から放出される赤外線を吸収し、再び放射することにより、地表と大気を暖めて熱を宇宙空間に逃がしにくくしており、このようにして地球は生物の生存に適した微妙な気温に保たれています。近年、人間活動の拡大に伴い、温室効果ガスが大量に排出され、大気中の温室効果ガスの濃度が高まることにより地球の気温が上昇する地球の温暖化が進んでいます。地球温暖化がもたらすものとして、海面水位の上昇、異常気象による災害、生態系や農業などへの大規模な影響などが懸念されており、地球環境問題の一つとされています。（→温室効果ガス、地球環境問題、フロン）

地産地消

地域で生産されたものを地域で消費する、また、地域で消費するものは地域で生産することを行います。輸送距離の短縮による環境負荷の軽減、安心できる産物の提供、地域の個性の増進、観光や産業の活性化といった効果が期待されています。

【テ】

低炭素社会

低炭素とは主な温室効果ガスである二酸化炭素を減らすことです。日常生活や経済活動、まちづくりにおいて、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を低減させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいいます。

【ニ】

二酸化炭素（CO₂）

炭素（C）の酸化物の一つで、炭酸ガスともいい、炭素原子1つと酸素原子2つが結合した分子構造となっています。石油や石炭、木材を始めとして炭素を含むあらゆるものの燃焼や、生物の呼吸などで発生します。植物の生育に欠かせない重要な物質である一方、地球温暖化の要因として排出削減が求められています。

【ネ】

ネットワーク型コンパクトシティ

市が掲げる今後のまちづくりの理念であり、「拠点形成と拠点間の連携・補完により持続的に発展する都市」、「本市の特性を生かした産業・観光を維持・発展させる都市」、「交通ネットワークが整備された利便性の高い都市」、「自然環境や農地と市街地が有機的に連携した都市」、「効率的で健全な都市運営を実現する都市」が実現のための5本柱として掲げられています。

【ハ】

バイオマス

生物（バイオ）を起源としたまとまった量（マス）の有機物の意味で、エネルギーの原料として見た場合には木、穀物、糞尿、植物油、藻などがあります。

ハイブリッド車

ガソリンや軽油を使うエンジンと電気を使うモーターを組み合わせることで、燃料消費や排ガスを少なくした自動車をいいます。

パーク&ライド

従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するよう誘導するシステムをいいます。

【フ】

プラグインハイブリッド車 (PHV)

電源コンセントにつないで充電ができるハイブリッド車をいいます。より大きなバッテリーを積んでおり、電気のみで走る能力が高くなっています。(→ハイブリッド車)

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといいます。熱媒体（冷房・冷蔵）や電気部品の洗浄剤、噴霧（スプレー）などに使用されていましたが、オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質であることが判明してから使用制限や適正な廃棄・回収が行われています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンを「特定フロン (CFC)」と呼んでいます。(→オゾン層, 地球温暖化)

【へ】

HEMS (ヘムス)

Home Energy Management System (家庭用のエネルギー管理システム) の略称で、電気やガスなどのエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげます。HEMS では、家庭内の発電量（ソーラーパネルや燃料電池等）と消費量をリアルタイムで把握して、電気自動車等のリチウムイオンバッテリーなどの蓄電することで細かな電力管理を行います。

【ヨ】

溶融スラグ

ごみの焼却などにより発生した焼却灰を、超高温（1, 200 度以上）で加熱・燃焼させ、無機物を溶融した後に冷却したガラス質の固化物をいいます。